

埼玉県市町村総合事務組合公報

第8号

発行
さいたま市浦和区仲町
3-5-1
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇

条 例

- 埼玉県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例…………… 1 頁
- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例…………… 2 頁
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…………… 5 頁

告 示

- 埼玉県市町村総合事務組合管理者の当選者報告…………… 9 頁
- 埼玉県市町村総合事務組合公平委員会委員の選任について…………… 10 頁
- 令和6年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）の専決
処分の承認の報告…………… 11 頁
- 市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承
認の報告…………… 14 頁
- 令和6年度埼玉県市町村総合事務組合の一般会計及び特別会計決算の認定
について…………… 15 頁

埼玉県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 吉 田 信 解

組合条例第 6 号

埼玉県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例

埼玉県市町村総合事務組合監査委員条例（昭和 4 0 年組合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改め、同条第 2 項中「法第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「法第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月29日

埼玉縣市町村総合事務組合

管理者 吉 田 信 解

組合条例第7号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条第1項」を「前条第1項」に、「第3条第2項」を「前条第2項」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第6条の2 管理者は、次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び第2項、次条第1項から第3項まで並びに第13条第2項において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

（1）小学校就学の始期に達するまでの子

（2）小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

2 前項の規定は、第14条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び第2項、次条第1項から第3項まで並びに第13条第2項において同じ。）」とあるのは「第14条第1項に規定する要介護者」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、

規則で定める。

第 7 条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「前条」を「第 6 条」に改め、同条第 3 項中「前条」を「第 6 条」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を「第 2 項及び」に改め、「「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」」の次に「と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」」を加える。

第 7 条の 2 第 1 項中「第 8 条に規定する休日及び第 9 条第 1 項に規定する」を「第 9 条第 1 項に規定する休日及び」に改める。

第 1 1 条第 1 項第 3 号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 2 6 年法律第 9 9 号）第 1 条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「その他規則で定める者」の次に「（第 1 6 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 1 6 条の次に次の 3 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 16 条の 2 管理者は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年組合条例第 4 号）第 2 2 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）職員の育児休業等に関する条例第 2 2 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3）対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に

係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の3 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の4 管理者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 管理者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 吉 田 信 解

組合条例第 8 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年組合条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 2 条第 2 号中「第 4 条」を「第 4 条第 1 項又は第 2 項」に改める。

第 2 条の 3 第 2 号中「及び第 2 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 号中「第 3 条第 6 号」を「第 3 条第 7 号」に、「第 3 号まで」を「第 4 号まで」に改める。

第 2 条の 4 中「次条第 6 号」を「次条第 7 号」に、「第 3 号まで」を「第 4 号まで」に改める。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同条第 4 号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

第 4 条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条第6号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第13条の表中「及び第6項」を「及び第7項」に、

「

第18条第5項及び第19条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
------------------	-------	------------------

」を

「

第18条第5項及び第19条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第18条第5項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

」に改める。

第 1 7 条の表中「勤務時間で除して得た数」の次に「（以下「算出率」という。）」を加え、「及び第 6 項」を「及び第 7 項」に、

「

第17条第2項	第8条、第9条及び第9条の4	第4条第3項から第10項まで、第8条、第9条及び第9条の4
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

」を

「

第17条第2項	第4条第4項から第11項まで及び第8条	第8条及び第9条の4
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

」に改める。

第 1 8 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「定年前再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 1 9 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年組合条例第 4 号。以下「勤務時間条例」という。）第 6 条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年組合条例第 4 号）」に、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 1 9 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第19条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業

（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情とする。

第21条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

組合告示第 1 2 号

令和 7 年 7 月 2 9 日執行の管理者選挙において、当選した者の職及び氏名は次のとおりである。

令和 7 年 7 月 2 9 日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 吉 田 信 解

職	氏 名	備 考
管 理 者	吉 田 信 解	本 庄 市 長

組合告示第13号

令和7年7月29日開会の組合議会の同意を経て、公平委員会委員に選任された者は次のとおりである。

令和7年7月29日

埼玉縣市町村総合事務組合

管理者 吉 田 信 解

氏 名	備 考
増 井 武 文	本庄市公平委員会委員
久 米 敦	本庄市公平委員会委員
早 野 千 代 子	本庄市公平委員会委員

組合告示第 1 4 号

令和 7 年 7 月 2 9 日開会の組合議会の承認を経た令和 6 年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 2 9 日

埼玉県市町村総合事務組合

管理者 吉 田 信 解

令和6年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）

令和6年度埼玉県市町村総合事務組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500,000千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

22,167,994千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表

歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位 千円)

歳 入	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 負 担 金			21,300,901	500,000	21,800,901
		1 市町村等負担金	21,300,901	500,000	21,800,901
歳 入	合 計		21,667,994	500,000	22,167,994

(単位 千円)

歳 出	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 給 付 費			21,172,225	500,000	21,672,225
		1 退職手当費	21,148,380	500,000	21,648,380
歳 出	合 計		21,667,994	500,000	22,167,994

組合告示第15号

令和7年7月29日開会の組合議会の承認を経た市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は次のとおりである。

令和7年7月29日

埼玉縣市町村総合事務組合

管理者 吉 田 信 解

市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年組合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例第10条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた市町村消防団員等公務災害補償条例第10条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第9条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

組合告示第 1 6 号

令和 7 年 7 月 2 9 日開会の組合議会の認定を経た令和 6 年度埼玉縣市町村総合事務組合の一般会計及び特別会計決算を、地方自治法第 2 3 3 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 2 9 日

埼玉縣市町村総合事務組合

管理者 吉 田 信 解

令和6年度埼玉県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	予算現額と収入 済額との比較 円
1 負担金		21,800,901,000	22,227,057,292	22,227,057,292	0	0	426,156,292
	1 市町村等負担金	21,800,901,000	22,227,057,292	22,227,057,292	0	0	426,156,292
2 消防基金支出金		23,200,000	14,216,874	14,216,874	0	0	△ 8,983,126
	1 消防基金支出金	23,200,000	14,216,874	14,216,874	0	0	△ 8,983,126
3 財産収入		320,250,000	308,268,215	308,268,215	0	0	△ 11,981,785
	1 財産運用収入	320,250,000	308,268,215	308,268,215	0	0	△ 11,981,785
4 繰入金		20,701,000	20,700,000	20,700,000	0	0	△ 1,000
	1 特別会計繰入金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0	0	0
5 繰越金	2 基金繰入金	5,701,000	5,700,000	5,700,000	0	0	△ 1,000
	1 繰越金	1,000	4,996,661	4,996,661	0	0	4,995,661
6 諸収入	1 繰越金	1,000	4,996,661	4,996,661	0	0	4,995,661
		2,941,000	7,762,426	7,762,426	0	0	4,821,426
	1 預金利子	300,000	1,137,236	1,137,236	0	0	837,236
	2 返還金	2,640,000	6,625,190	6,625,190	0	0	3,985,190
歳入合計	3 雑入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
		22,167,994,000	22,583,001,468	22,583,001,468	0	0	415,007,468

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不	用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 議 会 費		1,070,000	288,380	0	0	781,620	781,620
2 総 務 費	1 議 会 費	1,070,000	288,380	0	0	781,620	781,620
		126,248,000	88,650,608	0	0	37,597,392	37,597,392
	1 総 務 管 理 費	125,900,000	88,600,608	0	0	37,299,392	37,299,392
	2 監 査 委 員 費	348,000	50,000	0	0	298,000	298,000
3 給 付 費		21,672,225,000	21,296,287,791	0	0	375,937,209	375,937,209
	1 退 職 手 当 費	21,648,380,000	21,282,877,631	0	0	365,502,369	365,502,369
	2 災 害 補 償 費	23,845,000	13,410,160	0	0	10,434,840	10,434,840
4 消 防 基 金 掛 金		38,700,000	38,600,696	0	0	99,304	99,304
	1 消 防 基 金 掛 金	38,700,000	38,600,696	0	0	99,304	99,304
5 積 立 金		320,250,000	308,268,215	0	0	11,981,785	11,981,785
	1 積 立 金	320,250,000	308,268,215	0	0	11,981,785	11,981,785
6 諸 支 出 金		1,000	0	0	0	1,000	1,000
	1 還 付 金	1,000	0	0	0	1,000	1,000
7 予 備 費		9,500,000	0	0	0	9,500,000	9,500,000
	1 予 備 費	9,500,000	0	0	0	9,500,000	9,500,000
歳 出 合 計		22,167,994,000	21,732,095,690	0	0	435,898,310	435,898,310

歳 入 歳 出 差 引 残 額 850,905,778 円
 う ち 基 金 繰 入 額 845,000,000 円
 翌 年 度 繰 越 額 5,905,778 円

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	円 22,583,001,468
2 歳 出	総 額	21,732,095,690
3 歳 入 歳 出	差 引 額	850,905,778
4 翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源		0
5 実 質 収 支	額	850,905,778
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		845,000,000

財 産 に 関 す る 調 書

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
退職手当基金	円 54,656,024,873	円 8,848,065,660	円 63,504,090,533
消防災害基金	201,616,895	△ 5,497,445	196,119,450
合 計	54,857,641,768	8,842,568,215	63,700,209,983

令和6年度埼玉県市町村総合事務組合
交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入額	入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入未済額の比較
1 会費		82,500,000	60,821,700	60,821,700	60,821,700	0	0	△ 21,678,300
2 財産収入	1 会費	82,500,000	60,821,700	60,821,700	60,821,700	0	0	△ 21,678,300
		450,000	399,625	399,625	399,625	0	0	△ 50,375
3 繰入金	1 財産運用収入	450,000	399,625	399,625	399,625	0	0	△ 50,375
		1,000	0	0	0	0	0	△ 1,000
	1 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	0	△ 1,000
4 繰越金		64,029,000	76,509,753	76,509,753	76,509,753	0	0	12,480,753
	1 繰越金	64,029,000	76,509,753	76,509,753	76,509,753	0	0	12,480,753
5 諸収入		30,000	25,576	25,576	25,576	0	0	△ 4,424
	1 預金利子	29,000	25,574	25,574	25,574	0	0	△ 3,426
	2 雑入	1,000	2	2	2	0	0	△ 998
歳入合計		147,010,000	137,756,654	137,756,654	137,756,654	0	0	△ 9,253,346

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
		円	円	円	円	円
1 総 務 費		17,050,000	15,082,128	0	1,967,872	1,967,872
	1 総 務 管 理 費	17,050,000	15,082,128	0	1,967,872	1,967,872
2 事 業 費		129,210,000	78,704,624	0	50,505,376	50,505,376
	1 見 舞 金	96,000,000	51,246,000	0	44,754,000	44,754,000
	2 加 入 推 進 費	33,130,000	27,446,524	0	5,683,476	5,683,476
	3 災 害 調 査 費	80,000	12,100	0	67,900	67,900
3 積 立 金		450,000	399,625	0	50,375	50,375
	1 積 立 金	450,000	399,625	0	50,375	50,375
4 予 備 費		300,000	0	0	300,000	300,000
	1 予 備 費	300,000	0	0	300,000	300,000
歳 出 合 計		147,010,000	94,186,377	0	52,823,623	52,823,623

歳 入 歳 出 差 引 残 額 43,570,277 円

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	円 137,756,654
2 歳 出	総 額	94,186,377
3 歳 入 歳 出	差 引 額	43,570,277
4 翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源		0
5 実 質 収 支	額	43,570,277
6 実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定 による基金繰入額		0

財 産 に 関 す る 調 書

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
交通災害共済基金	円 576,758,493	円 399,625	円 577,158,118
合計	576,758,493	399,625	577,158,118